

障 発 0330 第 6 号  
平成 30 年 3 月 30 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の  
一部を改正する政令の公布について

本日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第114号）が別紙のとおり公布及び施行されたところである。

その主な内容について下記のとおり通知するので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本法の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

1 主な内容

平成 30 年 3 月 31 日までとされていた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）に規定している以下の経過的特例及び経過措置の適用期間について、平成 33 年 3 月 31 日まで延長することとした。

- ・ 自立支援医療費の支給要件に係る経過的特例（令附則第 12 条）
- ・ 指定自立支援医療の負担上限月額に係る経過的特例（令附則第 13 条）
- ・ 指定療養介護医療等の負担上限月額に係る経過措置（令附則第 13 条の 2）

2 施行期日

公布の日（平成 30 年 3 月 30 日）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第一項及び第五十八条第三項第一号（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条から第十三条の二までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信  
内閣総理大臣 安倍 晋三